

日本海羽越広域観光推進協議会キャッチコピー募集要項

1 目的

羽越本線全線開通 100 周年及び当協議会の名称変更を契機に、羽越本線活性化の気運を高めるとともに、当協議会が実施する事業への理解と参加を促進するため、当協議会の事業を展開する際に使用するキャッチコピーを募集します。

2 キャッチコピーの基準・条件

- ・圏域（山形県鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町・戸沢村、新潟県村上市・関川村・粟島浦村。以下、同じ）の旅をイメージできるもの
- ・覚えやすい長さのもの（よみがなで 20 文字程度）
- ・他の名称や商標などに類似していないもの
- ・自作の未発表作品であるもの

3 日本海羽越広域観光推進協議会が実施している事業

- ・当協議会は、圏域への国内外からの観光誘客と圏域内の広域周遊の推進及び羽越本線(※)の活性化を目的とした団体で、行政と観光関係事業者で構成しています。
- ・日本海という共通テーマのもと、①自然（海、山、川、離島など）②歴史（城下町など）、③文化（食文化、北前船文化、信仰の山々の精神文化など）、④体験（アクティビティ、自然・文化体験など）の 4 本をセールスポイントとして、圏域での滞在型観光を促進しています。
- ・具体的には、観光パンフレットやチラシ・Web 等による情報発信、首都圏や隣接県等での観光誘客イベントの開催、圏域内の J R 駅や列車でのおもてなし、構成団体向けセミナー、旅行商品造成への支援などを実施しています。

(※)羽越本線：新津駅（新潟市）～秋田駅（秋田市）を結ぶ東日本旅客鉄道の路線

4 応募

(1) 応募方法（次のいずれかの方法）

①スマートフォン、PC から応募フォームで応募

(URL <https://forms.gle/TBryp6jZvxDqoWcaA>)

②所定の応募用紙（庄内観光コンベンション協会ホームページからダウンロード又は圏域市町村観光担当課に備え付けのチラシ裏面）に必要事項を記入のうえ、圏域市町村観光担当課に設置している応募箱へ投函

③所定の応募用紙を郵送

郵送先：〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

山形県庄内総合支庁観光振興室

《必要事項》

ア キャッチコピー（よみかた）

イ キャッチコピーの説明（意味や考えた理由）

ウ 氏名（ふりがな）、年齢、住所、電話番号

エ 圏域への来訪の有無（任意）

(2) 応募資格

どなたでも応募できます。 ※応募数の制限はありません。

(3) 募集期間

令和6年10月29日（火）から令和6年11月29日（金）まで

5 選考方法

「日本海羽越広域観光推進協議会キャッチコピー選考委員会」により選考し、最優秀賞と優秀賞を決定します。

なお、受賞作品に同じ文言の作品が複数あった場合は抽選とします。

- ・最優秀賞 1点 圏域での宿泊費3万円分（キャッシュバック）
- ・優秀賞 2点 圏域の特産品5,000円相当

6 選考結果の発表

選考結果は、令和6年12月下旬頃に受賞者に通知するとともに、採用作品と受賞者の氏名、住所（市町村名まで）を庄内観光コンベンション協会ホームページ及びSNS等で公表します。

7 個人情報の取扱い

応募に伴う個人情報は、本募集に係る事務、受賞者への通知、受賞作品の公表以外の目的には一切使用しません。

8 著作権等の取扱いについて

- ・受賞作品の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は日本海羽越広域観光推進協議会に帰属します。
- ・著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任において解決するものとします。
- ・この募集要項に反した行為により日本海羽越広域観光推進協議会に損害を与えた時は、これにより被った一切の損害（弁護士費用を含む）を賠償することとします。

9 作品の使用について

- ・日本海羽越広域観光推進協議会が行う各事業で作成する告知物等
- ・山形県などの関係団体が作成する告知物等
- ・日本海羽越広域観光推進協議会構成員が作成する告知物等

10 注意事項

- ・この募集要項の内容をご確認のうえ、同意いただける場合に限り応募ください。
- ・必要事項が記入されていない場合は、無効となることがあります。
- ・応募いただいたコピー案をそのまま使用せず、改変（他の案と組み合わせることを

含む) 等を行うことがあります。

- ・生成 AI によって作成されたコピー案は応募できません。後日、生成 AI によって作成されたコピー案と判明した際には、採用や発表の後であっても受付を取り消す場合があります。
- ・応募にかかる費用は、応募者の負担とします。
- ・募集要項に反していることが認められた場合、受賞後であっても受賞を取り消すことがあります。この場合、受賞者が受けた損害等に対して、日本海羽越広域観光推進協議会は一切責任を負いません。
- ・応募に伴い、応募者間又は応募者と第三者間に諸問題が生じた場合、日本海羽越広域観光推進協議会は一切責任を負いません。

11 問合せ先

日本海羽越広域観光推進協議会

(事務局：庄内観光コンベンション協会 (山形県庄内総合支庁観光振興室))

〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

電話 0235-66-5492